

投資家の皆様

- 『グローバル新成長国オープン（愛称：グローバルネクスト）』は、2019年11月5日の決算における分配金につきまして、前決算期の40円（課税前1万口当たり。以下同じ）から20円に変更することと致しましたので、ご案内申し上げます。
- 本ファンドの分配金再投資基準価額については、過去3年間で（2016年10月末対比）+14.4%の上昇となりました。一方、分配金の支払いに伴い、同期間で基準価額は4,799円から4,004円まで低下し、基準価額に対する分配金の比率が相対的に上昇する形となりました。（2019年10月末時点）
- 今後も安定的な分配金を継続し、中長期的な信託財産の成長を目指すため、基準価額の水準や市場環境等を総合的に勘案し、分配金を見直すことと致しました。

分配金

20円

（前期の40円から引き下げ）

足元の分配金の推移

決算日	2019/7/5	2019/8/5	2019/9/5	2019/10/7	2019/11/5	設定来累計
分配金	40円	40円	40円	40円	20円	6,760円

※課税前1万口当たり。 上記は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額を保証するものではありません。
運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

基準価額の推移



基準価額は信託報酬（詳細は、後述の「ファンドの費用」をご参照ください。）控除後のものです。

分配金再投資基準価額は税金控除前の価額です。

期間：2007年9月3日（設定日）～2019年11月5日

上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。

最終頁の「本資料のご利用にあたってのご留意事項等」をご覧ください。

■投資信託説明書（交付目論見書）のご請求・お申込



株式会社三井住友銀行
登録金融機関 関東財務局長（登金）第54号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

■設定・運用

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

※くわしくは最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込の詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

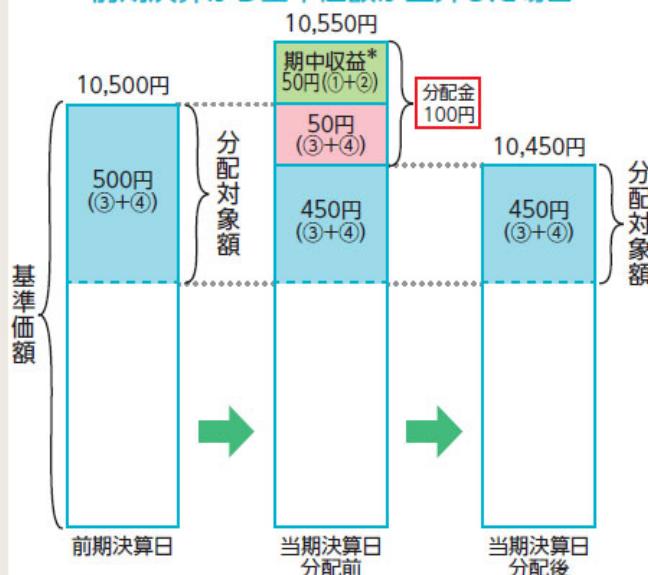


分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示唆するものではありません。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

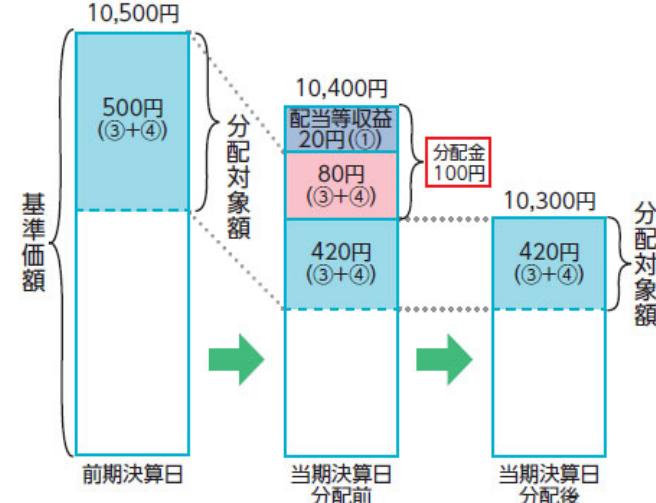
*分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



*上図の期中収益は以下の2項目で構成されています。



※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご留意ください。

■投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込



三井住友銀行

株式会社三井住友銀行
登録金融機関 関東財務局長(登金)第54号
加入協会 / 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

■設定・運用

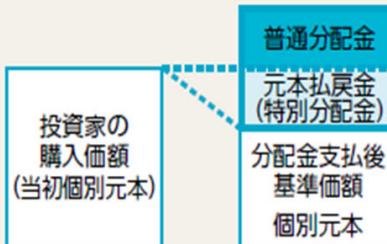
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

※くわしくは最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込の詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

収益分配金に関する留意点(続き)

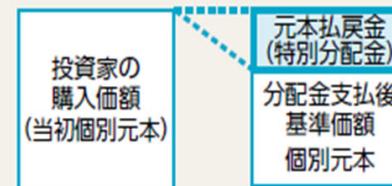
投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がりが、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(注)普通分配金に対する課税については、「投資信託説明書(交付目論見書)」の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

■投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込

三井住友銀行

株式会社三井住友銀行
登録金融機関 関東財務局長(登金)第54号
加入協会 / 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

■設定・運用

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

※くわしくは最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込の詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

ファンドの特色

- 新成長国市場全体の収益機会の追求を目的として、投資信託証券を通じて新成長国の株式および債券に投資します。
- 資産配分は、原則として新成長国の株式20%、債券80%とします。債券には、現地通貨建て債券および米ドル建て債券が含まれ、それぞれに資産の60%、20%を配分することを基本とします。
- 原則として、毎月の決算時(毎月5日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に各資産からの配当、利息収入を中心に、収益分配を行うことをめざします。また、年4回(毎年3月、6月、9月、12月の決算時)、各資産の値上がり益や為替差益等も勘案して収益分配を行う場合があります。

運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さんに帰属します。

主な変動要因

新成長国市場への投資に伴うリスク

新成長国市場への投資には、先進国市場への投資と比較して、カントリー・リスクの中でも特に次のような留意点があります。すなわち、財産の国有化等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が低いことから流動性が低く、流動性の高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること(このような場合、本ファンドの基準価額が大きく下落する可能性や換金に対応するための十分な資金を準備できることにより換金のお申込を制限することができます。)、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられます。その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に金融商品市場における規制がより緩やかである、といった問題もあります。新成長国におけるカストディアンやブローカーに証券が預託される場合にもリスクが生じます。

新成長国の債券等の格付けの低い債券については信用リスクがより高くなります。また、株式や債券の発行国における有事等(経済危機、政治不安、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、戦争など)の際には、本来想定している運用ができない場合も考えられ、その結果、本ファンドの資産価値に大きな影響を与える可能性があります。

また、本ファンドでは、新成長国の株式や債券に投資するため、先進国の株式や債券と比較して、相対的に高い為替変動リスクを有すると考えられます。

新成長国市場への投資にあたっては、長期での投資が可能な余裕資金の範囲で投資を行うことが肝要です。

株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)

本ファンドは、外国株式を投資対象とする投資信託証券を組入れますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うことになります。本ファンドの基準価額は、株式等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元本が保証されているものではありません。特に株式の下降局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。

一般に、株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

債券投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)

本ファンドは、外国債券を投資対象とする投資信託証券を組入れますので、本ファンドへの投資には、債券投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うことになります。一般的に、債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。また、債券への投資に際しては、発行体の債務不履行等の信用リスクを伴います。一般に、債券の値動きの幅および信用リスクは、残存期間が長いほど、また発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。

為替変動リスク

本ファンドの外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他のさまざまな国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

■投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込



三井住友銀行

株式会社三井住友銀行
登録金融機関 関東財務局長(登金)第54号
加入協会/日本証券業協会、一般社団法人金銭先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

■設定・運用

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

※くわしくは最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込の詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

お申込メモ（三井住友銀行でお申込の場合）

■お申込メモ

購入単位	自動けいぞく投資コース 当初購入：20万円以上1円単位 追加購入：1万円以上1円単位 ※「投信自動積立」をご利用のうえご購入される場合は、上記にかかわらず1万円以上1千円単位となります。 ※「追加購入」とは、当ファンドの残高がある場合または「投信自動積立」を既にお申込の場合をいいます。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目からお支払いいたします。
購入・換金申込不可日	英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日および12月24日（以下「ファンド休業日」といいます。）
申込締切時間	「ファンド休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時まで
信託期間	原則として無期限（設定日：2007年9月3日）
繰上償還	受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	毎月5日（ただし、休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎月の決算時に原則として収益の分配を行います。 ※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
信託金の限度額	5,000億円を上限とします。
課税関係（個人の場合）	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は少額投資非課税制度（NISA）の適用対象です。配当控除の適用はありません。原則、分配時の普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の譲渡益が課税の対象となります。

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料	購入時手数料は、購入金額（購入価額[1口当たり]×購入口数）に下記の率を乗じて得た額とします。 1億円未満……3.30%（税抜3.00%） 1億円以上……2.20%（税抜2.00%）
換金時	信託財産留保額	なし

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

毎日	運用管理費用（信託報酬）	①本ファンド	純資産総額に対して年率1.056%（税抜0.96%）
		②投資対象とする投資信託証券	純資産総額に対して年率0.83%程度
		実質的な負担（①+②）	純資産総額に対して年率1.886%（税込）程度
※上記の報酬率は、基本資産配分の場合のものであり、実際の報酬率とは異なる場合があります。			
※運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。			
監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われるほか、組入れ投資信託証券の信託事務の諸費用が各投資信託証券より支払われます。			
随時	その他の費用・手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料（組入れ投資信託証券において発生したものを含みます。）はファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

■投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込

■設定・運用



三井住友銀行

株式会社三井住友銀行
登録金融機関 関東財務局長（登金）第54号
加入協会／日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

※くわしくは最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込の詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

委託会社その他関係法人の概要について

- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(委託会社)
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号
 加入協会：日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
 信託財産の運用の指図等を行います。
- 三井住友信託銀行株式会社(受託会社)
 信託財産の保管・管理等を行います。
 (再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
- 株式会社三井住友銀行 他(販売会社)
 本ファンドの販売業務等を行います。

投資信託に関する留意点

- 投資信託をご購入の際は、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」および一体となっている「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。これらは三井住友銀行の本支店等にご用意しています。
- 投資信託は、元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託は国内外の株式や債券等へ投資しているため、投資対象の価格の変動、外国為替相場の変動等により投資した資産の価値が投資元本を割り込むリスクやその他のリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- 投資信託は預金ではありません。
- 投資信託は預金保険の対象ではありません。預金保険については窓口までお問い合わせください。
- 三井住友銀行で取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 三井住友銀行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。

本資料のご利用にあたってのご留意事項等

- 本資料はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」といいます。)が作成した資料です。投資信託の取得の申込にあたっては、販売会社より最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」等をお渡しいたしますので、必ずその内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 本ファンドは値動きのある有価証券等(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。
- 本資料は、当社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成されていますが、当社がその正確性・完全性を保証するものではありません。
- 本資料に記載された過去の運用実績は、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。投資価値および投資によってもたらされる収益は上方にも下方にも変動します。この結果、投資元本を割り込むことがあります。
- 本資料に記載された見解は情報提供を目的とするものであり、いかなる投資助言を提供するものではなく、また個別銘柄の購入・売却・保有等を推奨するものではありません。記載された見解は資料作成時点のものであり、将来予告なしに変更する場合があります。
- 個別企業あるいは個別銘柄についての言及は、当該個別銘柄の売却、購入または継続保有の推奨を目的とするものではありません。本資料において言及された証券について、将来の投資判断が必ずしも利益をもたらすとは限らず、また言及された証券のパフォーマンスと同様の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。
- 投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元金および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。

■投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込

■設定・運用